

- P2 第26回参議院議員選挙に向けて決意表明
国民民主党参議院選挙公約とコロナ対策の提案と実績
- P3 国民民主党が提案する政策
- P8 カスタマーハラスメント対策推進法案提出
予算委員会
・「ウクライナ情勢について」
- P10 ・「ガソリン補助金が抱える課題」
・「新型コロナワクチン接種の進捗状況」
- P11 ・「収入の壁」
- P13 法務委員会
法務及び司法行政等に関する調査
・「入管施設の医療提供体制の整備状況」
・「コロナ禍での外国人の受け入れの推進」
- P14 ・「刑事収容施設の収容者へのワクチン接種の推進」
・「技能実習生を取り巻く課題への対応」
- P15 ・「刑事収容施設の収容者への新型コロナワクチン接種の
対応状況について」
・「名古屋入管内の死亡事案について」
- P16 ・「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案等」
- P17 ・「民事訴訟法の一部を改正する法律案」
- P19 国際経済・外交に関する調査会
- P21 拉致被害者救出を求めて
拉致問題担当大臣に82万筆の署名を提出
- P22 写真で見る活動紹介
- P24 国会見学者一覧
国会見学のお申込み
2期12年の実績(抜粋)



いあさつり

第26回参議院議員選挙に向けて

決意表明

私は本年7月施行される第26回参議院議員選挙にUAゼンセン組織内候補として、再挑戦させていただきまます。政治・経済情勢が混沌とする中、皆様にご支援を頂くに値する政治活動を推進するべく決意を新たに致しております。パートタイムの収入の壁の問題やカスハラ対策、カーボンニュートラルへの業種別対応などの課題を解決するためには、私たち当事者が声を上げる必要があります。

皆様にご支援をお願いするにあたり、まず私自身が皆様から頂いたご意見・ご要望を法律・制度に反

映させるべく徹底的に結果に拘った政治活動を推進することをお約束申し上げます。そして成果をお示しすることで皆様に政治参画することの意義を体感して頂けるよう取り組みを進めてまいります。来る参議院議員選挙では、大切な私たちの議席を死守するべく、全力を尽くして活動を進めてまいります。



皆様には、これまで以上の叱咤激励をお願い申し上げます。

令和4年5月吉日

UAゼンセン組織内参議院議員

川合孝典



国民民主党 参議院選挙公約と コロナ対策の提案と実績

5月20日、国民民主党は今夏に行われる参議院議員選挙に向けた重点政策を発表しました。昨年の衆議院議員選挙で掲げた政策をブラッシュアップしたものとなっています。

是非とも、皆さまのご支援をお願いいたします。

かわいたかのり国会所属委員会・国民民主党役職等の紹介(2022年5月末現在)

【国会関係】法務委員会(理事)、国際経済・外交に関する調査会(理事)、憲法審査会委員

【国民民主党関係】国民民主党・新緑風会 国会対策委員長、拉致問題対策本部長、国民民主党都道府県連役職【顧問】北海道、東京、京都(特別顧問)【代表】岡山【副代表】青森、群馬、山梨、石川、福井、奈良、鳥取、高知、愛媛、佐賀、熊本、沖縄

【その他】UAゼンセン政治顧問、交通労連交通運輸政策研究会 事務局長、支払基金労働組合 特別顧問、民社協会 専務理事、東京民社協会 会長、超党派「自殺対策を推進する議員の会」事務局長



「かわいたかのりを支持する会」に登録して
応援をよろしくお願い申し上げます。



— 国民民主党が提案する政策5本柱 —

給料を上げる。国を守る。

国民民主党は5月20日に新しい重点政策を発表しました。私たちは「対決より解決」で日本を動かします。

1 「給料が上がる経済」を実現

- 積極財政による経済対策で労働需給を好転させ、物価を上回る賃金アップを実現します。
- 民間投資を加速するため、取得額以上の償却を認める「ハイパー償却税制」を導入します。
- 正社員を雇用した中小企業には、社会保険料の事業主負担を半減します。
- 給付と所得税還付を組み合わせた「日本型ベーシック・インカム」を導入します。

2 「積極財政」に転換

- 物価が上がり景気が低迷するスタグフレーションに陥らないために、消費税減税やガソリン減税など「家計減税」で家計の消費力を高めます。
- 燃料価格などの高騰から家計を守るため10万円の「インフレ手当」を導入します。
- 人づくり、デジタル化、カーボン・ニュートラルなどに「大規模、長期、計画的」な投資を行います。

3 「人づくり」こそ国づくり

- 「教育国債」で教育・科学技術予算を年間10兆円規模に倍増。
出産・子育て・教育に お金がかからない国にして、日本の国際競争力を回復させます。
- 給食・教材費や修学旅行費も含め、高校までの教育を完全無償化します。
- 児童手当や奨学金など子育て・教育支援策に関する所得制限を撤廃します。

4 自分の国は「自分で守る」

- 災害や紛争など様々な危機を想定外とすることなく、国民と国土を危機から守ります。
- 食料安保、エネルギー安保などを含めた総合的な安全保障政策に万全を期します。
- 安全基準を満たした原子力発電所は動かすとともに、次世代炉等へのリプレース(建て替え)を行います。
- 電力とエネルギーの安定供給を確保し、国富や技術力が海外に流出することを防ぎます。
- 「戦争をさせないための抑止力」と攻撃を受けた場合の「自衛のための打撃力(反撃力)」を整備 するため、必要な防衛費を増やします。

5 「正直な政治」をつらぬく

- 公文書の改ざん等に対する罰則を導入し、「正直な政府」をつくります。
- 「高校生・大学生議員」の実現など若者や女性の政治参加を進め、ネット投票も可能とします。
- 比例復活のあり方を含め、選挙制度を見直します。
- 世代間の公平と最低保障機能を高めた新しい基礎年金制度をつくります。

国民民主党は 公約の実現に全力です



速報!

ガソリン値下げ実現へ

国民民主党は原油価格の高騰を受け価格引き下げのため、自民党・公明党と協議を続けてきました。4月19日には油種も追加され、ガソリン価格を補助金で160円台(1Lあたり)まで引き下げることが決定しました。引き続き、トリガー条項発動によるさらなる値下げを訴え続けます。

生活衛生法 改正案

生活に密着した「飲食店など」
18業種を支援します

ヤングケアラー法案

兄弟、親、祖父母などの
家族の介護等に従事している
子どもたちの実態調査と
支援体制を強化します

コロナ版 金融円滑化法案

支払いが困難に陥っている
個人や事業者の返済猶予を
柔軟に認めます

「教育国債」法案

教育や科学技術の財源に充てる
ことのできる「教育国債」を発行し
「人への投資」を現在の倍にします

経済4法案

税制改正法案

賃金上昇率が一定水準になるまで
消費税を5%に減税します
給料が上がる経済、人づくり、
技術革新等を支援する
本格的税制改正法案

人づくり法案

所得制限 撤廃法案

児童手当や
奨学金など教育・
人づくり政策では
所得制限を撤廃します

総合経済 安全保障法案

半導体など重要物資のみならず、
エネルギーや食料、
人材を含む総合的な
経済安全保障政策を講じます

カスタマー ハラスメント法案

悪質なクレームに対する
対策を強化し、小売などの
現場で働く人たちの
労働環境を改善します



国民民主党は「停滞する日本」を政策で動かします!



コロナ三策

「豊かな人間社会の回復のために」

適切な行動ルールを共有、実践し、経済社会活動をコロナ前に戻すことが必要です。

科学的知見に基づいた現実的かつ迅速なコロナ対策により、感染防止拡大と経済社会活動の正常化をめざします。また、これまでのコロナ対策の速やかな検証を行います。

第一策

検査の拡充 「見つける」



① 「無料自宅検査」「無料公共検査」による

セルフレアで家庭内感染と社会的感染を抑制

② ワクチン接種証明と陰性証明を持ち歩ける

「デジタル接種証明書」「デジタル健康証明書(仮称)」の活用、普及

③ 様々な機会(医療保険による無料人間ドック等)を活用した国による検査で陰性を確認

第二策

感染拡大の防止 「抑える」

① 第7波に備えた体制整備

(第6波までの課題検証と課題への対応が急務)

② 検査キット、ワクチン、経口薬、中和抗体薬等の必要量を確保

③ 感染症対策司令塔機能強化のため

「日本版CDC(※1)」創設

④ 国立病院・JCHO(※2)の患者受入れ拡大と民間病院の受入指示を法制化

⑤ 保健師の増員など、保健所機能を強化

⑥ 移動制限のあり方、指定感染症2類の見直し、科学的知見に基づくマスク着用の見直し

※1 アメリカ疾病予防管理センター

※2 独立行政法人地域医療機能推進機構



第三策

経済・社会活動との 両立「動かす」

- ① 一律10万円の再給付(高所得者には確定申告時に課税)
- ② 消費税減税(10%→5%)と納税免除
- ③ 家賃など固定費の最大9割を支給する事業規模に応じた給付金
- ④ 総合支援資金の再貸付延長と税・保険料の減免
- ⑤ 「デジタル接種証明書」「デジタル健康証明書(仮称)」で自粛生活から解放(再掲)
- ⑥ コロナ版金融モラトリアム法案による中小企業者・住宅資金借入者の債務の負担軽減
- ⑦ 第7波に備えてコロナ禍の影響の大きい生活密着業種への支援体制強化(食品衛生法改正による法定18業種の支援、それ以外の業種は別途立法等で対応)

詳しくは
こちら!



子どもコロナ三策

国民一斉休校の混乱を繰り返さないために、感染防止と学びの継続をしっかりと支えます。

第一策

検査の拡充 「見つける」

- ① 有症状の子どもの外来受診
- ② 無症状者の定期検査、「自宅無料予備検査」

第二策

感染拡大の防止 「抑える」

- ① 相談機能の強化、「子ども対応臨時医療施設」の設置
- ② 小児に適用できる治療薬の開発
- ③ 妊産婦とお腹の中にいる子どもを守る施策
- ④ 子どものマスク着用推奨の見直し

第三策

経済・社会活動との 両立「動かす」

- ① オンライン授業の支援等
- ② 学童保育等の支援体制の強化
- ③ 子どもに寄り添う保護者の支援
- ④ コロナ世代の子どもたちを長期で見守る体制
- ⑤ 学校等における過剰なコロナ感染対策の是正



国民民主党の「コロナ対策」の提案と実績

2020

- 3月
 - 3/18 他党に先駆け、一律**現金10万円**給付を提案
▶ 令和2年度1次補正予算で成立 **実現** (4/30)
- 4月
 - 4/7 働く妊婦さんが休みやすい有給制度や相談窓口設置を提案
▶ 産後ケアなど含む2次補正予算が成立 **実現** (6/12)
 - ▶ 休暇取得支援助成金が創設 **実現** (6/15)
- 5月
 - 4/28 国が事業者の家賃を立替払いする法案を提出 **実現** (6/12)
 - ▶ 令和2年度2次補正予算で給付金として成立
- 6月
 - 5/11 持続化給付金をフリーランスに適用するよう提案 **実現** (6/23)
- 7月
 - 5/11 最大20万円の一時金支給を含む学生支援法案を提出
▶ 学生支援緊急給付金事業として実現 **実現** (6/15)
- 8月
 - 6/12 新型コロナ関連支援手続迅速化法案を提出
- 9月
 - 8/4 政府与野党協議会にて雇用調整助成金延長を要求 **実現** (8/26)
- 10月
 - 11/4 PCR検査を拡大(低コストの「プール方式」の拡充)を提案 **実現** (1/22)
 - ▶ 医療施設や繁華街などの行政検査として活用
- 11月
 - 11/27 医療機関向けの交付金の増額を提案
▶ 令和2年度3次補正予算で実現 **実現** (1/28)
- 12月
 - 12/25 水際対策として、ビジネス往来の停止を提案 **実現** (1/14)
 - ▶ 人道上的理由等を除いて全面停止

2021

- 1月
 - 1/21 **総合支援資金の貸付枠の拡大**を提案
▶ 緊急小口資金とあわせて140万円から200万円に拡大 **実現** (2/2)
- 2月
 - 1/21 休業支援金の対象拡大を提案
▶ 大企業の非正規労働者にも適用を拡大 **実現** (2/26)
- 3月
 - 2/12 孤独・孤立対策担当大臣が新設
- 4月
 - ▶ 2019年に他党に先駆けて「**孤独担当大臣**」を提案 **実現** (2/12)
- 5月
 - 4/2 「新型コロナ事業規模別支援金給付法案」を提出
- 6月
 - 4/12 「豊かな人間社会を回復するためのコロナ三策」を発表
- 7月
 - 6/9 党首討論にて「デジタル健康証明書(仮称)」導入を首相に提案
- 8月
 - 9/2 デルタ株対策を含む新コロナ三策を官房長官に緊急申し入れ
- 9月
 - 9/8 「新型コロナから子どもたちの暮らしと学びを守るための提言(子どもコロナ三策)」を発表



他の政策についても
こちらからご覧いただけます!

カスタマーハラスメント 対策推進法案提出

5月19日、「カスタマーハラスメント対策推進法案」を参議院事務総長に国民民主党の議員立法として提出しました。

正式名称は「消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案」です。

今後は、与野党の中で職場にお



るハラスメント対策から一歩踏み出して、いわゆる社会的ハラスメント対策として、このカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）対策の取り組みを進めていただくよう促していきたいと考えています。

カスハラは、セクハラやパワハラといった職場の中で、また、人間関係がある中で被害者と加害者が生じるハラスメントと違い、従業員の方は被害者になり得る立場として職場で働いています。一方で加害者となり得る可能性のある消費者は外部の方であり、たまたま通りかかった方との間で偶発的に生じるハラスメントがカスハラです。

従って、職場の中でどれだけカスハラの被害から従業員を守る取り組みを進めても、実際には加害者側になり得る可能性のある消費者にカスハ

ラに対する認識を深めていただき、言動に注意を払っていただくことを促していかないと永久にカスハラはなくなりません。そうした問題提起をこれから行うために、このタイミングで国民民主党としてカスハラ対策法案を提出しました。

国民 国民主義 国民 国民主義 **具体的にどんな対策をするの？**

カスハラ対策を推進し政府に提言を行うための

対策推進協議会の設置

事業者等の代表
事業者の代表
有識者など

実態の把握とともに現場の声を踏まえた施策が実行されるよう実務者を交えた協議会の設置を求める

相談体制の整備

人材の育成

事業者が行う対策の促進と支援 など

まずは「カスハラ」の存在を社会全体で認識することが大切！

今後、国民民主党は国会においてカスハラ対策の取り組みを強力に進めてまいります。

予算委員会

3月2日参議院予算委員会で「ウクライナ情勢」「ガソリン補助金」「ワクチン接種の進捗」「収入の壁」について岸田総理大臣の認識を質しました。

○ウクライナ情勢について

2月28日に我が国民民主党会派の上田清司議員が、ウクライナ国へのお見舞いと激励のために駐日セルギー・コルスンスキー大使を訪問した際に、大使はロシアからウクライナ侵攻の予兆ともいべき状況がかなり早い

時期から見られていたことから、1か月前に林外務大臣との面会を希望しているが、いまだ実現されていない、との話がされたことを指摘。

極めて繊細な話であることから、私自身、外務省に確認をしたところ、「事実関係としては確かにそうである」との回答を得た。ウクライナ問題が危機的状況になることは容易に想定ができる中で、1か月も放置してきたこと自体が危機管理対応として極めて緩慢な動きであることを訴え、総理の認識を問いました。

総理は、「双方の日程等様々な事情があったと想像するが、いずれにせよ、意思疎通を図る機会、情報交換を図る機会を努力して設けるようにしていく姿勢が大切であると認識している」と述べました。

この答弁に対し「双方の事情と言

われたが、大使は会いたいと言っているわけであり、当方の事情である」と指摘した上で、大使は「現在日本で働いているウクライナ人の方はおよそ2,000人いる、この在日ウクライナ人の方の家族を日本に避難させた。人数は200人ほどになる。人道的観点からヒューマンビザを発行してほしい」とのことである。現在ウクライナでは18歳から60歳までの男子の国外退避が認められていないので、女性と子供また高齢者が対象になると類推される。今ウクライナにいる在留邦人の安全をどのように確保するか



との議論をしているが、同時に今、日本で生活しているウクライナ人の方に対して、どのような対応を図るのかという議論が必要であることを訴え、「一刻も早く政府としてウクライナ大使と面談を速やかに行うよう要請し外務大臣の認識を問いました。

大臣は、「私は大使から面会要望があったことは承知していない。日本への入国を希望する避難民がいる場合、出入国在留管理庁を始めとする関係省庁と連携の上、適切に検討していきたい」と応じました。

大臣が「面会要望を承知していない」と述べたことに対し、「外務省が勝手に止めていたのであれば著しい越権行為である。外交の問題については政治が判断することであり、正確な情報を政治家、政府に届けるのが役所の仕事だ」と厳しく糾弾しました。



その上で、今ウクライナ国内にいる在留邦人は120人ほどと聞いている。この在留邦人の方々がウクライナに残ることを希望されているが、背景には、ウクライナで結婚して親類・関係者がいる事情もあって動きが取れないことも容易に想定できる。今後戦闘状態がより激化する事態が生じた場合に、この120人の在留邦人の安全確保を含めて、極めて細かく継続的に邦人の位置確認も含めてしっかりと情報管理をするよう要請し、外務大臣の認識を問いました。

大臣は、「滞在中の邦人に対して

は、日本国大使館から連日領事メー
ルを出して、身の安全を最優先とし
た行動を取ることを呼びかけ、邦人
一人に連絡するとともに、関連する
情報をきめ細やかに発信している。ま
た、陸路でポーランドへの出国を支
援するために、リビウ市に臨時の連絡事
務所を開設するとともに、ポーランド
側にも退避してきた邦人の受入れを
支援するべく臨時の連絡事務所を開
設した」と応じました。

※委員会終了後、当日夕刻に林外務
大臣とウクライナ駐日大使の面会



が実現しました。

※岸田総理は委員会後、同日夕刻の
記者会見で「在日ウクライナの
方々の家族及び第三国に避難した
ウクライナの方々の日本への受け
入れ」を発表しました。

○ガソリン補助金が抱える課題

現在、政府がガソリン、軽油、
灯油、重油等を対象として1リット
ル当たり5円の補助金を石油元売
会社等に支払っているが、この補助
金の政策効果について総理はどのよ
う評価しているか質したところ、総
理は「国民が効果をどこまで実感
されているのか、この点もしっかり
鑑み今の価格の状況を勘案した上
で、激変緩和措置を大幅に拡充強
化していく」と消極的発言に留まっ
たことから、現下の原燃油高がいつ

まで続くのか分からない状況の中
で、補助金だけに頼る対策はリスク
があることを訴えました。

また、昨年のCOP26の成果文
書で石油燃料に対する非効率な補
助金の段階的廃止に向けて努力す
ることが盛り込まれている。日本政
府も同意しており、補助金政策は
国際社会から理解を得られる政策
ではないことを指摘しました。

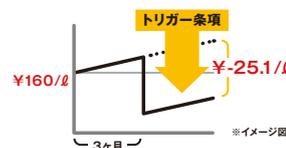
国民民主党は、ガソリン等を国
民、企業ともに目に見える形で安
く買えるようトリガー条項の凍結
解除をした上で、今後さらに価格
が上昇する可能性が極めて高いこと
から、その時に重層的に補助金を
入れるよう提言していると訴え、総
理の認識を問いました。

総理は「今後さらに原油価格等
が上昇し続けた場合は、国民生活

国民民主党緊急追加公約

ガソリン価格の高騰を抑える
トリガー条項の凍結解除

トリガー条項(租税特別措置法第八十九条)とは、ガソリン価格が3ヶ月連続
で¥160/ℓを超えた場合に、上乗せされている特例税率を停止しガソリン
価格を¥25.1/ℓ引き下げる措置です。このトリガー条項は東日本大震災の
復興財源確保を名目に2011年以降凍結されていました。



国民民主党は、日本経済の
回復とクルマ依存度の高い
地方の生活を守るため、
**トリガー条項の
凍結を解除します。**

や日本経済を守るために、何が実
効的で有効な措置なのか、あらゆ
る選択肢を排除することなく、追
加の対策についても準備する」と応
じました。

○新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況

・3回目接種の忌避への対応

副反応を恐れて3回目のワクチン
接種を忌避する動きが大きくなって
いる現状を踏まえて、関係者の方々

にヒアリングを行ったところ「SNSなどを通じて拡散している情報によって、いわゆるモデルナアームといったような副反応を敬遠してワクチン接種を忌避している動きが大きくなっている」との指摘を受けた。政府として、3回目のワクチン接種を行うことのリスクとメリットを明確に国民の皆様を示すよう求め、厚生労働大臣の認識を問いました。

大臣は、「リーフレット等を活用して有効性、安全性や副反応等を丁寧に説明していく。また自治体とも連携しながら、国民に適切な情報をしっかりと提供できるように努める」と応じました。

・コロナに感染した方への

ワクチン接種

厚生労働省のホームページに掲載さ

れている新型コロナワクチンのQ&Aの中に「新型コロナウイルスに感染したことがある人は、ワクチン接種をすることはできますか」との問いに対し、「ウイルスに感染した方の場合には90日間、間隔を空けて接種をすることを推奨」との回答がされている。その根拠は、アメリカ疾病予防管理センター（以下CDC）の知見に基づくとされている。しかし、CDCの論文ではそのような内容は全く書かれていないどころか、間隔を空ける必要はないと記載され



ていることを指摘し、厚生労働大臣の認識を質しました。

大臣は、「確かに、2月22日にCDCが書き改めている。我々もきちりとフォローをしながら、発信する」と応じました。

※この指摘を受けて厚生労働省は「新型コロナウイルスQ&A」を修正しました。



○収入の壁

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の人数の推移は、1984年に全労働者に占める非正規雇用

労働者の割合は15.3%、604万人であったが、その後、労働法制の規制緩和等もあり、その比率は上昇し2020年の時点で37.2%、2,090万人まで増加している。その内訳は、パート、アルバイトが約70%を占める状況となっている。

社会保険料の扶養認定では、いわゆる「130万円の壁」がある。この制度が始まった1993年の最低賃金の全国加重平均はおよそ580円であった。その後、所得税の配偶者控除いわゆる「103万円の壁」が1995年に始まり、このときの最低賃金の全国加重平均は608円程度であった。昨年の最低賃金は、930円となり、103万円、130万円の扶養控除等の壁の制度ができたときと今

を比べると、おおむね時給が1.5倍から1.6倍に上がっている。

時給が上がることで自体は喜ばしいが、一方で時給が上がると103万円、130万円の金額にいたも簡単に到達してしまい、これを超えた瞬間に社会保険料の費用が30万円近く発生する。結果、年収が129万円と131万円では大幅に手取り金額が落ちてしまう。これを「収入の壁」といつている。パ

	最低賃金の推移 (全国加重平均)
A 1993年 扶養認定 130万円始まる	583円
B 1995年 所得税配偶者控除 103万円始まる	611円
C 2021年	930円
C/A又はC/B	1.5倍~1.6倍
社会保険料の年間負担	約30万円UP

ト・アルバイトの方の年収は130万円のやや下に張り付いており、この状況が日本人の賃金が上がらない一つの大きな理由と考える。

この壁の存在自体をどう低くしていくか、若しくは無くしていくかとの議論を含めて、控除型の税制の在り方を見直す必要性に今迫られていることを指摘して、総理の「収入の壁」に対する認識を問いました。

総理は、「働き方に社会保障制度や税制が影響を与えるべきではないとの問題認識は共有する。労働時間や収入によって社会保険の適用が変わる問題などについて、働き方に中立的な制度になるよう、今後、全世代型社会保障構築会議において議論を進めて、男女が



希望どおり働ける社会づくりを進めていきたい。また、税制についても引き続き働き方に中立的な制度を幅広く検討し、見直しを進めていく」と応じました。

※岸田総理はこの指摘を受けて「全世代型社会保障構築会議」に対して就労の制約となっている「収入の壁」について見直しを検討するよう指示し、3月下旬から検討が始まりました。

3月11日、田村まみ議員の質疑

の中で、関連質疑を行いカスタマーハラスメント対策の法整備の必要性について問題提起しました。

コロナ禍が長引くなかカスタマーハラスメント被害がより深刻化する現状に鑑み、職場実態を踏まえた実効性の高いカスタマーハラスメント対策を推進するための法整備の必要性について問題提起し、後藤厚生労働大臣の認識を問いました。

大臣は「カスタマーハラスメントの防止やカスタマーハラスメントが発生した場合に企業が的確に対応できる環境整備をきちんと整えていくなかで、法制的な対応ができるよう客観的事実の積み上げを進めていく」と応じました。

また、消費者庁は昨年「相談対応困難者対応マニュアル」を作成し



法務委員会

法務及び司法行政等に関する調査

だが、これは相談対応者がどのように対応したらよいかを示したものであり、相談困難者は減らない。肝心なことは、相談する側が行動変容をしなければカスタマーハラスメントの問題は解決しないことを指摘して、若宮消費者担当大臣の認識を問いました。

大臣は「今後も厚生労働省を始め関係省庁と連携しながら、消費者と事業者の間の信頼関係を築いた上で、カスタマーハラスメントの防止に資するよう引き続き取り組んでいく」と応じました。

3月8日、参議院法務委員会では名古屋出入国在留管理局（名古屋

入管）の収容施設で昨年起きた収容者の死亡事案以降における医療提供体制の整備状況と、コロナ禍における外国人の受け入れ状況について古川法務大臣の認識を問いました。

○入管施設の医療提供体制の整備状況

昨年3月に名古屋入管の収容施設において、スリランカ人女性が医療機関の受診を求めたが叶わず、亡くなった事案を受けて、出入国在留管理庁は8月に最終調査報告書を取りまとめ改善に向け取り組んでは

いるものの、当該施設においては未だ常勤医師の確保ができていない。その理由は、兼業が認められず処遇が極めて低くなってしまう問題があることを指摘して、見直すよう訴えました。

また、入管庁の職員が、医療を提供するかどうかの判断を決めるのではなく、医師に判断の責任を持たせるべきであることを提言して、大臣の認識を問いました。

大臣は、常勤医師の配置については「調査報告をまとめ様々な改善を今進めている。それに平仄を合わせて有識者会議を置き、そこからも提言をいただいている。川合委員からの指摘も含めて実行に移していく」、また医療提供の可否の責任の所在については「責任の所在は所長やセンター長にあるが、おかしな運用にな

らないよう対応・改善に向き合っていく」と応じました。

○コロナ禍での外国人の

受け入れの推進

現在、48万人ほどの外国人が日本への入国を求めているが、外国人の入国者数の一日の平均は1,554人に留まっている。全ての方が入国するまでには相当の時間を要する。感染予防対策をしっかりと行うことを前提に速やかに受け入れを行い、各分野で活動ができる環境を整えるよう求めて、大臣の認識を問いました。



大臣は、「外国人の受け入れは大変重要なことであり前向きに取り組んでいく」と応じました。

3月16日、刑務所や社会復帰促進施設などの刑事収容施設に收容されている方のワクチン接種の現状を指摘するとともに、技能実習生を取り巻く課題への対応について法務大臣の認識を問いました。

○刑事収容施設の收容者へのワクチン

接種の推進

刑事収容施設に收容されている方への新型コロナウイルス接種の条件は、接種券を差し入れられた方とされている。ワクチン接種の状況は2022年1月末現在收容者44,459人に対して2回目の接種を終えた方は24,963人、接種率は56.1%に留まっている。ま



た、仮釈放や満期出所が近い方は、接種券が差し入れられても釈放後の接種を指示されている。このような現状から刑事収容施設で複数のクラスターが発生しているばかりか、出所後直後に新型コロナウイルスに罹患するケースも散見されている。また刑務官やその家族が感染リスクにさらされている現状を指摘して、法務大臣の認識を問いました。大臣は「そのような事例があったということは承知していなかった。素直に受け止めて反省すべきと思っている。各施設において自治体と調

整を緻密に進めるよう改めて指示する」と応じました。

○技能実習生を取り巻く

課題への対応

厚生労働省が2020年に監督指導した実習先企業は約5,700事業所であった。これは実習先企業の70%が労働基準法や労働安全衛生法に違反しており、技能実習制度自体に問題があることが疑われる事態となっている。違反事案は、賃金の未払や違法残業の横行が多く指摘されている。

外国人労働者が民間の相談窓口に伝えた事例では、基本給が45,000円程度で手当を80,000円ほど付けて外形的には最低賃を上回る賃金となっている。しかし、残業代は基本給で計

算されることから300円程度となっている実態がある。技能実習に名を借りて安価な労働力を受け入れる企業があると同時に、そのような企業にも技能実習計画が認定されていること自体に問題があることを訴えました。

また、技能実習生の中には、母国の送り出し機関に多額の借金を負わされて来日している実態があり、この借金の返済の見通しが立たず逃亡や失踪に至るケースがある。アメリカの国務省は、この一連の技能実習制度を借金に基づく強制労働と批判





しており、重く受け止めなければならぬ。技能実習生が母国で借金を背負わされて実質強制労働のような形で、日本で仕事に従事しなければならぬ問題を根本的に解決するため、優先順位の高い課題として取り扱うよう訴え、大臣の認識を問いました。

大臣は「送り出し機関の不当な借金については非常に問題視している。相手国とも取り組みを進め、受け入れの取り消しも含め対応している。しかし、これで問題がすべて解決するとは思っていない。特定技能制度

および技能実習制度の見直し時期を迎えている。この機を捉えて虚心坦懐に内外からの意見をしっかりと幅広く耳を傾けて、あるべき姿を追求していく」と応じました。

3月29日、刑事収容施設の収容者への新型コロナワクチン接種の対応状況および入管収容施設の医療提供体制の改善状況について質しました。

○刑事収容施設の収容者への

新型コロナワクチン接種の

対応状況について

前回の質疑（3/16）で指摘した刑事収容施設に収容されている方に対するワクチン接種の遅れ等への取り組み状況を質したところ、対応が進められていないことが明らかになりました。

この状況を糾弾した上で、法務省

と厚生労働省で連携を取り、接種の主体である自治体に対して、収容者へのワクチン接種に関して協力依頼の通達を発出すべきことを強く訴え、改めて大臣の認識を質しました。

大臣は、陳謝した上で「改めて指示を徹底する」と応じました。

○名古屋入管内の死亡事案について

昨年3月、名古屋入管の収容施設でおきたスリランカ人女性死亡事案において、2月15日に実施された2回目の尿検査で異常値が示されているにも拘らず、入管施設の非常勤



医師は何ら医療行為を行わなかったことに対して、医師2名からなる外部有識者は「2月15日の検査結果を踏まえて追加的な検査等を行うことが望ましかったが、それが行われなかった原因は医療体制の制約にある」と指摘をしている。現在、入管では非常勤医師の配置を少し増やしているが、週2回で僅か2時間の勤務体制では、急性期・増悪期の患者の症状管理はできない。速やかに適切な医療行為を行うため常勤医師を長期収容施設に配置するよう訴えらるとともに、外国人の基本的な人権と同時に不法在留者の基本的人権の尊重を求め、大臣の認識を問いました。

大臣は、「名古屋入管の事案のようなことは二度と起こしてはならない。昨年8月の調査報告書等をも

とにしっかりと対策を打っていく」「日本人、外国人を問わず、人権は最も尊重されるべきものであり、いわゆる不法滞在者においても同様である。人権に配慮しながらもルールにのっとり外国人を日本に受け入れて、適切な支援を行い、ルールに反する者に対しては厳正に対処する」と応じました。

4月14日、前回の委員会（3/29）以降の刑事収容施設の収容者へのワクチン接種の推進に係る取り組み状況について質しました。

法務省より、接種券の無い収容者については、厚生労働省と協議を行い、再発行申請を事後に行うことを前提に、種券が手元に無い段階で接種を可能としたこと。また一部の施設において自治体からのワクチンの供給が不安定であるため、4月



11日付で厚生労働省から自治体に対して収容者分のワクチンが適切に分配されるよう依頼文書を出したこと。また、法務省としては、各施設に対して施設長自らが所在市町村に改めて要請に赴くなどして、綿密な調整を進めるよう指示したことが報告されました。

この報告に対して、新型コロナウイルスの重症化リスクは低減してきているが、一度もワクチン接種をしていない方にとっては大変危険なウイルスであることは間違いない。法務省の責任において、収容者の接種を

しっかりと進めるよう求めました。4月19日、技能実習生が失踪や逃亡に追い込まれている実態の改善に向け提言しました。

安価な労働力として単純労働に従事させる企業が後を絶たない現状に対し、技能実習計画の認定基準の見直しの必要性を指摘するとともに、技能実習機構による監理団体の監督指導の強化に取り組むよう訴え、法務大臣の認識を問いました。

大臣は、二部の実習実施者において、実習計画どおりに計画が履行されず、実習開始後に計画との齟齬や労働関係法令に問題が生じているのは事実である。実習計画の認定基準や審査の在り方については、改めるべきは改めるといふ姿勢で不断に改善を図る。また、「安価な労働力を欲する人たちの利用も現実とし

である。制度の見直しの時期を迎えているので、あるべき姿に近づけるよう臨む」と応じました。

裁判所職員定員法の二部を改正する 法律案等

4月14日、「裁判所職員定員法改正法案」及び「裁判官育児休業法改正法案」に対して、裁判官一人当たりの処理件数や労働時間の個別管理の状況を確認するとともに、今後の裁判所の支部機能をどのように充





実らせていくのか等を最高裁判所に問いました。

しかし、答弁から裁判官は勤務時間の定めがないことから一人ひとりの労働時間を把握していないことが判明。労働時間の管理ができていない中で適正な定員管理はできないことを指摘。最高裁判所に対して労働時間の管理を行うよう訴えました。

※裁判所職員定員法改正法案概要

近年の事件動向等を踏まえ、判事補を40名減員。裁判官以外の職

員については、事件処理の支援及び

体制強化等を図るため、家庭裁判

所調査官の2名増員と裁判所事務

官を39名増員。一方、裁判所の事務

の合理化等により、技能労務職員を

67名減員。(判事補40名減員、裁判

官以外の職員26名減員)

※裁判官育児休業法改正法案概要

裁判官の育児休業について、育児

休業を原則2回まで取得可能と

することに加え、子の出生後57日

間以内に育児休業を2回まで取

得可能とする。

※本法案は、4月15日に国民民主

党をはじめ賛成多数で成立しまし

た。

民事訴訟法の部を改正する法律案

4月28日、「民事訴訟法改正法案」

の審議に先立ち、大学院教授、弁



護士、司法書士の参考人から法案に対する意見を伺い、質疑を行いました。

ている理由を問いました。

参考人は「争点の少ない事件であればこの手続きに適するとの声があるが、そのような事件は原告も被告も早く終わらせたいと思っているので、わざわざ制度を設ける必要まではないと考える。長期化の理由については複雑な損害賠償事件が増えおり、長期化に結び付いていると言われている」と述べました。

質疑では、国府参考人(弁護士)へ、法廷審理期間を限定することのメリット、デメリットが様々議論されている。原告と被告が合意の上で、お互いに定期限内で裁判を終わらせることを求める手続きがあること自体、弊害は出ないと考えられるがいかか。また意見陳述で、訴訟が長期化している理由について検証が必要と発言されたが、訴訟が長期化している理由を問いました。

参考人は「争点の少ない事件であればこの手続きに適するとの声があるが、そのような事件は原告も被告も早く終わらせたいと思っているので、わざわざ制度を設ける必要まではないと考える。長期化の理由については複雑な損害賠償事件が増えおり、長期化に結び付いていると言われている」と述べました。

小澤参考人(行政書士)へ、事件管理システムの利用は任意であり、運用としては本人のIT環境がもう少し整ってから導入したほうが税金の投入方法としても望ましいと思うが、どのように考えるか。また、簡易裁判所事件の少額紛争における裁判書類のサポートでは、代理業務と比べて相対的に報酬が低いと思われる。さらに、ITサポートまでとなる

とビジネスとして成り立つのか問いました。

参考人は「司法書士や弁護士などの士業者を利用していただくこと、そして、任意であっても本人がIT化に対応できるようなサポート体制を国としても行うべき。ITのサポート業務については、司法書士は依頼者の権利実現や社会正義の実現のため、報酬が多く見込めない事件でも裁判業務を受任している現実がある。日本司法書士連合会として規模は小さいが一定の報酬を助成する制度を運用しているが、国においてもITサポート業務に対する助成を検討してほしい」と述べました。

杉山参考人（大学院教授）へ、ITリテラシーを高めることにつながる有効な手段について問いました。参考人は「イギリスのようにマニ



アルを配布して、一般の人でもマニュアルに沿えば、システムを使うことができるよう情報提供が重要である」と述べました。

5月10日、本法律案では、弁護士や司法書士は訴訟の申し立てをインターネットで申請することが義務化されています。しかし、ITリテラシーが必ずしも高くない状況下で敢えて義務化した理由を法務大臣に問いました。またインターネットによる申請については、地域や年齢により対応のスピードに差が出てくるこ

とを指摘し、円滑な制度導入に向けた対策を講じるよう訴え、大臣の認識を問いました。

大臣は「オンラインにより訴訟申請が可能となった場合、訴訟手続きの迅速化、効率化が図られること。また訴訟記録が電子化に相まって書面管理などのコストを削減でき、民事訴訟に関する社会全体のコストが削減される」、「円滑な導入に向けて、簡易かつ分かり易いシステムの構築等に向け検討していくとともに、日本弁護士連合会などの関係機関と連携して、サポート体制をしっかりと構築していく」と述べました。

この答弁に対し、司法におけるIT活用を進展させるためには、オンライン申立てが義務化されない当事者本人の訴訟の申請に対しても、具体的な利用促進策を講じる必要性

を指摘しました。

5月14日、証人尋問等をWEB会議の活用により行うことに対して指摘されている、成りすまшыや、デジタル証拠の改ざん等の懸念への対策及び検討状況について政府を質したところ、「政府のサイバーセキュリティ基準に基づいて対策を講じる」と考え方を示す一方、「政府のサイバーセキュリティ基準は裁判の場でITが使われることが明示的に考慮した上で決められたかは明らかでない」と述べました。この答弁に対して、政府のサイバーセキュリティ基準は司





法の場合でITが導入されることを前提にしている可能性があるならば、精査する必要があることを指摘しました。

また法定審理期間を設定することの目的について、予見可能性を高め訴訟当事者の利便性を高めるとされているが、今後の民事訴訟の件数の推移をどのように考えるか法務大臣の認識を質しました。

大臣は、「現時点で具体的な数値を示すことは困難」と述べました。

この答弁に対して、利便性を高めることで訴訟件数が増えると考えるのが普通であり、今後の対応について、判事の人数も含めて議論するよう訴えました。

5月17日、民事訴訟裁判が長期化しているそもその理由及び、法定審理期間訴訟手続については、当事者の一方の申し立てで通常手続に移行できることとなっているが、この異議申立を行うにあたって制約がない制度となっているのか法務大臣に問いました。

大臣は、長期化の理由は「争点整理手続きが長期化する傾向にある」、通常手続への移行の申出については「法律上特段の制約はない」と応じました。

この答弁に対し、裁判官が6か月以内に審理を終わらせることを意識

して、通常手続きを申し出た方に対して説得することのないよう、チェックを継続して行っていくことが必要であると指摘しました。

※民事訴訟法改正法案概要

士業者はインターネットを利用した申立て等が義務化されること。

当事者の一方又は双方がWEBを利用して口頭弁論の期日に参加ができること。

訴訟記録の電子化及びインターネットによる閲覧ができること。

当事者双方の申出・同意があれば



ば6か月以内に審理を終結して、1か月以内に判決の言い渡しをする制度の創設など。

※本法案は5月18日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

国際経済・外交に関する調査会

本調査会は、3年間をかけて「海を通じて世界とともに生きる日本」を主題として調査を行い、開催の都度、副題を設定し参考人から意見を伺い、参考人に質疑を行ってきた。本年は3年目にあたり、最終調査報告書の取りまとめの年として開催されました。

2月2日、「次世代を担う海洋人



材の確保等」に関して参考人から意見を聞き、「高等専門学校機構から海上就職率が上昇している要因」や「海員確保・育成に取り組むなか無人運航との向き合い方」に関する考え方を伺いました。

参考人は、海上就職率の上昇に関して「学校での社会教育や海員組合を含む関係機関と連携して船員の仕事内容や船乗りの重要性について教育を行ってきている」、また無

人運航との向き合い方に関しては「完全無人運航は30年から40年は無理と考えている。無人運航システムの安全がしっかり確立され、船員の労働負担を軽減するための開発と考えている」と述べました。

2月9日、「グローバル化の中で海におけるネットワークの役割と課題」に関して、参考人から意見を

聞き、「トン数標準税制について他の海運国の企業に比べて、日本の船会社は税制面で不利であると指摘をされた具体的理由」を伺いました。

参考人は、トン数標準税制の課題について「諸外国のトン数標準税制は船会社に義務を課していない。しかし、日本の場合は日本人船員を増やす数値目標を立て、実現しなければならぬ。さらに日本籍船を計画的に増やすことが義務付けら

れている。またトン数標準税制は、船の運航トン数が大きくなればなるほど有利になる。日本の場合は、日本船舶と準日本船舶に限られている。しかし、国によっては自国船舶だけでなく、外国の船会社に要請して運航している船も、トン数に算入ができることから日本は幅が狭い」と述べました。

2月16日、「海洋環境の保全と海洋資源の持続可能な利用の貢献の在り方」に関して、参考人から意見を聞き、「違法操業由来の水産物が流入することによる日本の漁業者への経済的影響」及び「政府が進める革新的深海資源調査技術のなかで、レアアース泥の再溶泥技術開発の目標規模が縮小していることへの対策」について伺いました。

参考人は、違法操業による経済

的影響については「本来ないものが流通している。これを推計することは難しいのが現状。改正漁業法では罰金を科すことが可能となった。この実効性を高めることが求められる」、またレアアース泥に関しては「資源を開発する事業者が求める技術に対して、政府は真摯に対応すべき。予算に関しても必要なところに措置されていないように見える。この点を改善して、官民が足並み揃えることが最も重要」と述べました。

4月6日、「今後の我が国の海洋政策の在り方」に関して、参考人から意見を聞き、「技能実習制度で来日した技能実習生が失踪している問題への対処策等」について参考人に伺いました。

参考人は、「2019年に特定技能実習制度が始まった。しかし、必



ずしも良い成果を上げていない。外国人労働者や移民が入ってくると必ずトラブルが起こる。この対抗手段は、①スマートホンを活用して、どういう働き口があるか、収入やどのような保護が得られるかなどの情報発信をすること。②必ず来日する際には、相手国のJICAの事務所、あるいは大使館に相談してから来日すること。③日本に人を送り出す学校の中で、優良な学校には資金援助などの対応が考えられる」と述べました。

4月20日、3年間をかけて調査

を行ってきた「海を通じて世界とも生きる日本」に関する最終報告書の作成にあたり、これまで参考人との意見交換を通じて感じた課題等について次の指摘をしました。その上で今回の報告書が、今後の政策立案に反映されるよう調査会長に求めました。

①東シナ海海域における中国との緊張状態がより高まってきている状況にある。抑止政策の実効性を高めて、いかにして実施していくかが喫緊の課題。

②資源、エネルギー分野では、海洋資源開発の面で周辺各国にかなり日本は後れを取っていることを強く感じている。これは、技術的な側面よりも、採算面から収益の見通しが立たない企業が本格化させることができない背景があ



るように理解できた。

ただし、今回、ウクライナへのロシアの侵略等によって、エネルギー供給体制が極めて脆弱であることが明らかになった。今後、海底資源開発等を国が主導するなかで、企業を支援して資源開発を急ぐことが必要。

③海洋環境保全については、マクロプラスチックなどの海洋ゴミをどのように回収するのか世界的な枠組みの問題もあるが、技術革新によってマイクロプラスチック、廃プラスチックの再生技術も高まっ

てきている。環境基準等については、現在の技術水準に合わせた見直しを行い、再生プラスチックの有効活用の議論を行うことが必要。

拉致被害者救出を求めて 拉致問題担当大臣に 82万筆の署名を提出

4月4日、UAゼンセン松浦会長、中川UAゼンセンヤングリーダーズ委員長らとともに松野官房長官兼拉致問題担当大臣に対し、職場や街頭署名活動などで集めていただいた、82万6,906筆の「北朝鮮による拉致被害者支援署名簿」を提出しました。

私から、毎年この署名活動を行っ

ているのは、拉致という事実の記憶を風化させることなく、若い世代にも認識していただき、国民の皆さんと共有していくためである。私たちは政府の応援団としてしか活動できない。組合員の皆さんがコロナ禍で署名活動に取り組んだという事実を重く受け止めていただきたい。合わせて、いまロシアによるウクライナ侵攻で国際社会は混乱している。北朝鮮は年明け以降、ミサイルの発射実験を重ねている。大変流動的で政権のかじ取りも難しいことと思うが、日本固有の外交問題であるこの拉致問題について、是非、主体的に取り組みを進めるよう求めました。

UAゼンセンは加盟組合の組合員である松本京子さん（鳥取・ゼンセン同盟尾崎商事労働組合・当時）が政府認定の拉致被害者であり、組

合員のご家族である大政由美さん（愛媛・東レ労働組合愛媛支部OB故大政峰男さん長女）が拉致の可能性が高い特定失踪者であることから、2002年より北朝鮮による拉致被害者全員の救出を求めるとともに、現在も拉致被害者ご家族が苦しんでいる現実を国民の記憶から風化させないために署名やカンパ活動に取り組んでいます。



写真で見る活動紹介

UAゼンセンと共に省庁要請



2月10日 雇調金の特例措置延長等を厚生労働省へ要請



3月1日 公正な取引慣行の実現に向け消費者庁へ要請



3月1日 公正な取引慣行の実現に向け中小企業庁へ要請



3月1日 公正な取引慣行の実現に向け公正取引委員会へ要請

写真で見る活動紹介

国民民主党の活動



2月14日 退職者連合より「政策制度要請」を受理



2月25日 交通労連より「燃料価格高騰対策に係る要請」を受理

その他の活動



2月1日 自殺対策を推進する議員の会第30回総会



5月12日 いのち支える自殺対策推進センター視察

JEC連合、JR連合、交通労連、基金労組



1月14日 JEC連合化学部会単組代表者会議で意見交換



2月9日 JR連合JR九州労組第34回中央委員会で国政報告



4月25日 交通労連トラック部会と意見交換



5月17日 基金労組と意見交換

国会見学者一覧 2022年1月～2022年5月

2022年1月から2022年5月20日までの間、582名の皆さまが国会見学・会議にお越しくださいました。今後も団体でのお越しをはじめ組合員等の方々のご家族・ご友人など、たくさんの皆さまをご案内したいと思っております。また、時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

日付	見学者	日付	見学者	日付	見学者
2022年2月4日 金	ヨーロ労働組合	2022年4月5日 火	ウエルシアユニオン	2022年4月25日 月	ダイワボウ労働組合
2022年2月7日 月	サンリアユニオン	2022年4月6日 水	アークグループ労連	2022年4月26日 火	マツキヨココカラ&カンパニー労連
2022年2月18日 金	ニプログループ労働組合連合会	2022年4月11日 月	イオングループ労連 南関東地域会議(1班)	2022年4月27日 水	ダイワボウ労働組合
2022年3月10日 木	UAゼンセン製造産業部門 紙業・印刷業種委員会	2022年4月11日 月	イオングループ労連 南関東地域会議(2班)	2022年4月28日 木	UAゼンセン新潟県支部
2022年3月11日 金	UAゼンセン製造産業部門 金属・電機業種委員会	2022年4月12日 火	UAゼンセン新潟県支部	2022年5月9日 月	ダイナムジャパン ホールディングスグループ労連
2022年3月15日 火	大石会	2022年4月13日 水	東武ストア労働組合	2022年5月10日 火	UAゼンセン千葉県支部
2022年3月22日 火	そごう・西武労働組合	2022年4月14日 木	ウエルシアユニオン	2022年5月12日 木	モンテローザ労組
2022年3月23日 水	上新電機労働組合	2022年4月15日 金	倉敷紡績労働組合	2022年5月13日 金	UAゼンセン石川県支部
2022年3月24日 木	マルエツ労働組合	2022年4月18日 月	ヘルスケア産業プラットフォーム 医療機器材料関連労組委員会	2022年5月16日 月	UAゼンセン富山県支部
2022年3月25日 金	UAゼンセン東京都支部 総合レジャーサービス業種協議会	2022年4月19日 火	UAゼンセン新潟	2022年5月17日 火	オールユニバースユニオン
2022年3月28日 月	藤本様ご家族	2022年4月21日 木	日清紡労働組合	2022年5月18日 水	UAゼンセン鳥取県支部
2022年3月30日 水	マルエツ労働組合	2022年4月22日 金	UAゼンセン医薬品卸委員会	2022年5月18日 水	UAゼンセン岐阜県支部
2022年4月1日 金	UAゼンセン東京都支部	2022年4月22日 金	UAゼンセン長崎県支部	2022年5月19日 木	流通サービス業種協議会
2022年4月4日 月	UAゼンセン東京都支部	2022年4月25日 月	交通労連トラック部会	2022年5月20日 金	UAゼンセン埼玉県支部 流通協議会
				2022年5月20日 金 帝人労働組合東京支部・大阪支部	

2022年1月～2022年5月20日 582名 / 2016年9月～累計15,850名



国会見学のお申込み！

スマートフォン等からの
お申込みはこちらから



参議院では新型コロナウイルス感染防止対策を施した上で、国会見学を行っています。所要時間は、おおむね1時間です。また、本会議や委員会の傍聴、昼食のご用意など、お気軽にご相談ください。お申し込みは、ホームページの右上の「国会見学申込」よりお願いいたします。

2期12年の実績(抜粋)

労働法制の改正で労働者保護を前進

◆無期労働契約への転換を可能に<労働契約法を改正>

パート・有期契約労働者の無期労働契約への転換を可能に。また、使用者による雇止め制限や有期契約労働者と無期契約労働者との不合理な労働条件の格差を禁止。



本会議での質疑の様子(当時)

◆派遣労働者の保護機能を強化<労働者派遣法を改正>

派遣労働者の保護のために、30日以

内の日雇い派遣の原則禁止を実現。また、1年以上の雇用期間のある派遣労働者の無期雇用への転換の推進、派遣先労働者との均衡配慮などを実現。

◆希望者全員の65歳までの継続雇用を実現<高齢者雇用安定法を改正>

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の段階的引き上げをふまえ、希望者全員の65歳までの雇用を義務化し、雇用と年金支給の接続を実現(無収入期間の解消)。



厚生労働委員会での質疑(当時)

新型コロナ禍から働く仲間を守る

◆雇用調整助成金等の特例措置を拡充

対象事業主の拡大、支給要件の緩和、上限金額の引き上げなどを実現。また、一斉休業だけでなく流通・サービス業におけるシフト勤務など短時間休業も対象へ。



田村厚生労働大臣(当時)へ要請

◆小学校休業等対応助成金の拡充

受給上限額の引き上げ、有給休暇の対象期間の延長、本人申請の手続きの緩和などを実現。

◆就労マッチング支援で雇用維持を推進

就労マッチング(雇用維持が困難となった企業から人手不足の企業へ人材を移動)の取り組みを要請。「産業雇用安定助成金」の創設、在籍出向の推進で雇用維持を強化。

◆働く仲間の感染防止・安全確保を推進

医療体制の整備や妊婦への配慮(作業や出勤の制限、企業への休暇取得支援助成金の新設)を推進。



厚生労働省への要請の様子

◆コロナ禍で急増する自殺対策の強化

超党派「自殺対策を推進する議員の会」事務局長として、相談窓口の拡充などを実現。

◆悪質クレームなどカスタマー(顧客)ハラスメント対策を推進

コロナ禍で増加しているカスタマーハラスメント撲滅へ向けて厚生労働省による「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や「啓発ポスター」の策定を実現。また、消費者の行動変容を促す教育・啓発活動を推進。

連絡先

事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1223号室
TEL:03-6550-1223 FAX:03-6551-1223
E-mail:takanori_kawai@sangiin.go.jp

かわいたかのり事務所 SNS QRコード

Facebook



Instagram



Twitter



YouTube



ホームページ

